

会社法における 総会検査役選任請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 25

【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたので、それをまとめるとともに現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

今年5月には、総会検査役選任請求権が行使されたとの報道が存在する。

総会検査役選任請求権は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 総会検査役選任請求権とは

総会検査役選任請求権とは、株主総会の招集手続きおよび決議の方法を調査させるため、総会に先立ち、裁判所に対して検査役の選任を請求することができる権利のことである。

会社法では、306条で規定されている^(注1)。

総会検査役という制度は、紛糾が予想される株主総会において、裁判所に選任された検査役に、株主総会の招集手続きおよび決議の方法を調査させ、裁判所に報告させることにより、違法ないし不正な手続を防止する制度であるといえる。また、後の訴訟などの証拠を確保するという役割も担う。^(注2)

今年に入って、上場会社において、総会検査役選任請求権が株主により行使されたとの報道も存在する^(注3)。

(注1)後述するように、総会検査役選任請求権は、会社法では、株主の権利である一方で、会社の権利でもある。

(注2)「新版 注釈会社法(5)」(有斐閣、1986年)の120ページ以下や、江頭憲次郎著「株式会社・有限会社法〔第4版〕」(有斐閣、2005年)315ページを参照。

(注3)日経新聞の2006年5月20日付夕刊によれば、いわゆる村上ファンドが、大阪地裁に対して、阪神電気鉄道の株主総会につき、検査役の選任を請求したという。

2 . 会社法における変更点の概要

(1) 3 つの変更点

会社法では、総会検査役選任請求権について、大雑把に言って、次のような改正がされた。

A . 行使主体	総会検査役選任請求権を行使できるのは株主だけではなく、会社も行使できるとされた。
B . 株主の行使要件	総会検査役選任請求権を行使できる株主の要件が変更された。
C . 調査後の対応	総会検査役から報告を受けた裁判所が取りうる対応策が拡大した。

(2) 「行使主体」(前記A)の概略

旧法では、総会検査役選任請求権は、株主のみの権利とされていた。

しかし、会社法では、総会手続の公正さを客観的に担保するために、会社が総会検査役選任請求権を行使することも意味があると考えられて、株主以外に、会社も権利行使可能とされた^(注4)。

(注4) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005年)の97ページ参照。

(3) 「株主の行使要件」(前記B)の概略

総会検査役選任請求権を行使できる株主の要件については、おおむね次のような改正が行われている。なお、詳細は後述。

総会検査役選任請求権の株主の行使要件が、定款で緩和できることが明らかにされた。株主が議決権を行使できる事項については権利行使を法律で保障し、議決権を行使できない事項については権利行使できないとされた。

「公開会社^(注5)である取締役会設置会社」以外の株式会社では、6ヶ月保有の要件はないとされた。

(注5) ここでいう「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(4) 「調査後の対応」(前記C)の概略

総会検査役の報告を受けた裁判所は、必要があると認めた場合は、取締役に、次に掲げる措置の全部又は一部を命じることになる(会社法 307 条)。

- a) 一定の期間内に株主総会を招集させる。
- b) 調査の結果を株主に通知させる。

このb)の方法は、会社法ではじめて可能とされた仕組みである。この方法がとられた後には、次のような動きが起こることが想定されている。

仮に会社が検査役が調査した総会の決議について再決議が必要と判断したときは、取締役会決議を経て株主総会を招集することになり、また、検査役の調査結果の通知を受けて決議の瑕疵ありと判断した株主は、決議取消の訴え提起等の手段によって総会決議の瑕疵を争うこととなる。

(出所)相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005年)の98ページより、引用。

3. 総会検査役選任請求権に関する株主の行使要件の詳細

会社法上の「総会検査役選任請求権」に関する株主の行使要件は、株式会社を次の3つに分けて考えることとなる。

1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」^(注6)
2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」
3. 「取締役会設置会社でない会社」^(注7)

(注6) 上場会社は、上記1の類型にあたることになるだろう。

(注7) 「取締役会設置会社でない会社」とは、取締役会を設置しない株式会社のことである。これは、現行の有限会社のような株式会社ということもできる。

「取締役会設置会社」、「公開会社」という用語は、会社法で次のように定義されている。

取締役会設置会社	取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことである(会社法2条7号)。
公開会社 ^(注8)	その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注8) 次のレポート参照。

- ・「新生『会社法』の気になる用語Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

よって、「総会検査役選任請求権(会社法 307 条)」に関する株主の行使要件は、次のとおりである。

<p>1. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」 その株主総会の議題につき一部でも議決権を有する 総株主^(注9)の議決権の1%〔定款で引下げ可能〕 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕</p>
<p>2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」 その株主総会の議題につき一部でも議決権を有する 総株主^(注10)の議決権の1%〔定款で引下げ可能〕以上 (なし)</p>
<p>3. 「取締役会設置会社でない会社」 株主総会において決議することができる事項につき一部でも議決権を有する 総株主^(注11)の議決権の1%〔定款で引下げ可能〕以上 (なし)</p>

(注9) (注10) その株主総会の目的とする事項(議題)の全部について議決権を行使できない株主は、「総株主」に入らない(会社法 306 条 1 項・2 項)。

(注11) 株主総会において会社法上決議することができる事項の全部について議決権を行使できない株主は、「総株主」に入らない(会社法 306 条 1 項)。